

「海の京都 旬の食材提供店」取扱要領

1 目的

京都府北部地域 海の京都エリアは豊かな自然を活かした農産物や水産物などに恵まれた地域です。

海の京都エリアならではの旬の食材を地元で食べていただくことにより、観光客を呼び込み、カニだけではない豊かな食材産地としてPRし、地産地消の推進により地域産業の活性化を図るため、「海の京都 旬の食材提供店」を募集して「海の京都 旬の食材フェア」を実施します。

2 定義

本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は下記のとおりとする。

- (1) 海の京都エリア
舞鶴市、福知山市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
- (2) 飲食店
海の京都産食材を用いた料理を提供し、観光客や一般府民が利用できる飲食店や旅館・ホテルなど

3 認定機関

店舗の所在地を所管する京都府広域振興局が認定する。

4 「海の京都 旬の食材提供店」の概要

- (1) 別途指定した各季節の旬の食材（海の京都エリアで水揚げもしくは養殖した水産物、生産・栽培した農産物）を活用した料理が入った昼食、スイーツまたは飲み物を提供できる店舗
- (2) 指定する期間内（別途指定）に指定された海の京都エリアの旬の食材を各店舗で提供
- (3) (1) (2) の条件を満たす店舗を「海の京都 旬の食材提供店」として認定

5 認定要件

- (1) 海の京都エリアに所在し、飲食店営業許可・喫茶店営業許可等を有する店舗であること。
- (2) フェア期間中、指定する海の京都エリア内の旬の食材を使った昼食、スイーツまたは飲み物を提供いただけること。
- (3) 指定する海の京都エリア食材の使用をメニュー等に表示していること
- (4) 使用する指定された食材について、確実な仕入れルートを有すること。
- (5) 食品衛生法等関係法令を遵守していること。

6 認定申請の方法

- (1) 認定を受けようとする飲食店は、認定申請書を提出する。
- (2) 認定申請書に申請店舗の営業許可証の写しを添付する。
- (3) 認定申請は店舗毎に行う。

7 認定審査

申請書を受理した場合は、認定要件に基づき内容を審査する。また、必要に応じて現地調査を実施する。

8 認定証の交付

認定要件に適合した場合は認定証を交付する。

9 認定期間

認定期間は認定の日から1年間とする。

10 認定の更新及び認定内容の変更

- (1) 認定期間内に辞退の申し出がない場合は、さらに1年間認定を継続するものとし、以降同様とする。
- (2) 認定店は、申請した内容に変更が生じた場合又は認定の辞退を行う場合は別紙様式の届出書により当該内容の変更又は認定辞退の届出を行う。
- (3) 認定店が登録要件を満たさなくなったとき、その他法令違反等認定店に相応しくない事由が発生したときは、登録を取り消し、認定証の返却を求めることができる。

11 認定店の役割

- (1) 認定証を店舗の見えやすい場所に掲示するとともに、自らも認定店であることをPRするとともに、地産地消の推進及び海の京都の食材のPRに努める。
- (2) 認定店はフェア期間中に注文された旬の食材を活用した料理の消費食数やお客様へのアンケート調査に協力する。

12 認定機関の役割

認定店に対し、認定店であることを表示するPRツールを提供し、一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社（以下、海の京都DMO）やマスコミへの情報提供など、認定店の広報及び情報発信を行う。

13 その他

- (1) フェアの取組に積極的に参加すること。
- (2) その他認定の実施に必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成29年6月23日から施行する。

この要領は、平成30年5月18日から施行する。

この要領は、令和3年5月14日から施行する。

この要領は、令和3年10月13日から施行する。

この要領は、令和5年5月8日から施行する。